

企画競争に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2026年7月21日

独立行政法人情報処理推進機構

件名: 「サイバーセキュリティお助け隊サービス(新類型)実証事業」(第3回公開分)

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
175	I. 公募要領	P.3	2.応募資格 (3)	新設企業で資格取得した場合は、財務情報がないのでランクがD となると確認していますが、この場合、要するに新設企業はこの実証事業には参加できないということを意味しているのでしょうか。	本事業では、全省庁統一資格の「役務の提供等」で等級A、B、Cの格付取得を応募資格としています。全省庁統一資格の等級の算出方法は、関係サイトをご参照ください。 ◇調達ポータル/全省庁統一資格について https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujocho/resources/app/html/shikaku.html	2026年7月21日
176	I. 公募要領	P.4	6.申請書等の提出方法及び提出期限等(4)	「(4) 提出書類一覧⑥「②③④の電子ファイル」CD-R 又はDVD-R 各1部」と記載がございますが、②、③、④を別々のメディア(CD-R)で作成する必要がありますか？1 枚のメディアに②③④をまとめて記録してよろしいですか？	電子ファイルは1枚のメディアにまとめて格納して差し支えありません。	2026年7月21日
177	I. 公募要領	P.5	8.採択及び採択結果の通知	「複数者を採択予定」とありますが、採択予定者の数(または本事業全体の予算規模)についてご教示ください。	公募要領では本事業の採択者の予定数は掲載していません。	2026年7月21日
178	I. 公募要領	P.5	8.採択及び採択結果の通知	採択額上限1億(実質9,090万)ですが、評価項目の評価点で採択者が決定であるなら、評価点次第では1億未満の採択もあり得ますか。	公募要領に記載のとおりです。	2026年7月21日
179	II. 契約書 (案)	P.9	第1条の3 第3項(委託業務の完成)	「乙は、当該事由及び乙が講じた対応を客観的資料により説明しなければならない。」とあるが、客観的資料として認められるものとして、参加企業と乙の議事録は認められるか。例)当該企業の窓口担当者が急遽病気になり対応ができず★取得、登録又は公開が完了しなかった場合、当該企業と乙でその経緯を確認した証跡を議事としてまとめ、それを客観的資料とする。	ご質問のケースは、説明資料になり得と考えられます。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
180	Ⅱ．契約書 (案)	P.10	第5条(計画 変更)	「事業内容の軽微な変更」の範囲について、例示をご教示ください。例えば、以下の場合が軽微な変更に含まれるのでしょうか。もしくは計画変更承認申請書の提出が必要となるのでしょうか。 ①提案書に記載のない同等機能のITツールへの差替える場合 ②アカウント数、台数など物量が見積り時の想定と変更となる場合(提案では50人規模を想定しており、例えばツールのアカウント数は実際の参加企業様の従業員数により大きく変動する可能性があります) ③参加企業1社あたりの支援範囲が見積り時の想定と変動する場合(提案では対策を全く実施していない企業向けに必要な支援を全て提供する前提の見積りとなっております。実際の参加企業様が一部の対策を実施済みの場合、支援範囲が大きく変動します) ④提供サービスは提案書と同じだが、お客さま環境やニーズにより見積金額が変動する場合(ツール初期構築費用、文書策定に係る費用など)	実施計画の変更が事業内容の軽微な変更にあたるかどうかは、仕様書の記載内容も考慮し、PMO事業者を介してIPAへ確認してください。 ご質問で例示いただいたケースは、いずれも計画変更を要するものとなります。計画変更の際は(様式第2)計画変更承認申請書をIPAへ提出いただきますが、支出計画が変更になる場合は、経費内訳書の修正が必要となります。なお、報告書及び経費内訳書の修正タイミングは、受託者からIPAへ行う中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)時を想定しています。	2026年7月21日
181	Ⅱ．契約書 (案)	P.10、 P.11	第5条(計画 変更)、第5 条の2(制度 変更等への 対応)	SCS評価制度の解釈変更等に伴い、管理様式やツールの細部項目を見直す際、契約書第5条第1項に定める「軽微な変更」として受託者の判断で実施(事後報告)可能な範囲と、IPAの事前承認が必要となる境界を教示ください。	実施計画の変更が事業内容の軽微な変更にあたるかどうかは、仕様書の記載内容も考慮し、PMO事業者を介してIPAへ確認してください。	2026年7月21日
182	Ⅱ．契約書 (案)	P.11	第5条の2 (制度変更 等への対 応)	実証期間中にSCS評価制度の解釈変更等が生じ、当初計画通りの履行が困難又は非効率となった場合、契約書第5条の2に基づき、IPAとの協議を経て支援内容や管理ツール等の仕様を柔軟に見直すことは可能でしょうか。	本条に定めるとおりです。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
183	Ⅱ. 契約書 (案)	P.12	第11条の2 (進捗報告 等)	契約書(案)では「キックオフミーティングを開催し、全体実施計画(WBSを含む。)、体制、スケジュール、参加企業募集方針、リスク管理方針及び品質管理方針を甲に提示し、その承認を得なければならない。」とありますが、仕様書3.2 事業スケジュール では「キックオフミーティングを開催し、全体的な実施計画(WBS) 及び事業スケジュールを提示し、IPAの合意を得た上で事業を開始すること。」とあり、記載内容が相違するが、仕様書に従うことで問題ありませんか。	契約書(案)と仕様書の記載内容に相違は無く、契約書(案)では実施計画と併せて、仕様書が求める要件をリスク管理、品質管理と総称したものです。	2026年7月21日
184	Ⅱ. 契約書 (案)	P.12	第11条第3 項(監督等)	PMO事業者名、担当者名、権限を付与した範囲を契約書に付随する書面として受領する事は可能か。IPAとは別の事業において、参加企業(特にISMS認証取得企業)より機密情報の流通先とは、情報取り扱い責任が法的に示しやすい状況であるべきとの指摘がありました。	PMO事業者名、連絡先等は、本事業の開始後、採択者へIPAから連絡します。なお、IPAによるPMO事業者の調達結果は、IPAの「契約に係る情報の公表」サイトに公開されます。 https://www.ipa.go.jp/choutatsu/zuikei/index.html	2026年7月21日
185	Ⅱ. 契約書 (案)	P.13	第14条(実績報告書の提出)	実績報告書提出⇒支払額確定⇒支払請求書提出⇒支払受領の流れかと思います。実績報告書の「契約金額」欄には、「支出実績額」を記載することとなっており、支出実績額の説明として、委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載するとあります。つまり、ITツールの導入などは、仕入額で表記するかと思います。大前提としまして、委託額(採択額)は、お客様との契約提供金額になりますでしょうか。それとも経費(仕入)総額になりますでしょうか。	仕様書4.2.7 ITツール・サービスの費用計上に記載のとおり、本事業の事業費は受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)の診断・助言サービス、ITツール及びITツール以外の支援サービスの中小企業等への提供価格で構成され、これを経費内訳書に記載します。費用計上の際は、経費内訳書の記載に基づく、本事業の支出実績額を記した実績報告書を提出していただきます。	2026年7月21日
186	Ⅱ. 契約書 (案)	P.13	第14条第3 項(実績報告書の提出)	第14条第3項に実績報告書提出時の添付(請求書・領収書・契約書・納品書・検収書その他の証憑)となっていますが、誰と誰のやり取りを示す書類でしょうか。	当該書類は、受託者と実証におけるITツールや支援サービスの外部からの購入先、及び再委託先との書類になります。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
187	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第15条(支払うべき金額の確定)	実際に想定していたサービス提供者数や内容が異なることを想定し、最終的な実績報告書の内容の確認によって金額が確定することになっているものと考えております。公募提案時の金額より下回った場合は当然その下回った金額で確定するものかと考えますが、逆に色々に対応が必要な企業が多く、想定よりサービス提供内容が増えて、金額上回った場合(100,000 千円の上限内)についてはどのような対応になるのでしょうか。	本事業の事業費は、支払金額確定後、公募要領に定める1件あたりの予算額1億円(税込)を上限に、採択事業者へ支払います。	2026年7月21日
188	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第15条(支払うべき金額の確定)	実績報告書の審査で、金額が修正される場合、どのような理由が考えられるか、想定される修正事由の提示をお願いいたします。	本事業において、当初の契約金額に比して支払金額が変更になるケースは、計画変更に伴うITツール・サービスの実績数(台数、ライセンス数、工数等)の変動によるものがほとんどであると想定しております。	2026年7月21日
189	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第15条(支払うべき金額の確定)	支払うべき金額を修正すべき事由が判明し、減額となりました場合、最終採択金額がお客様へ提供した契約金額に満たない場合、不足分をお客様負担とすることは問題ございませんでしょうか。	本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。	2026年7月21日
190	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第16条(支払)	第16条第3項に「概算払の額、回数、時期及び条件は、甲が別途定める基準によるものとし」と記載がありますが、IPAとしてはどのような基準があるのか教えてください。	概算払の請求回数・時期及び条件は別途定めるとしてありますが、概算払の要否と金額は支出計画書の基になる経費内訳書に基づき確認しますので、仕様書4.2.7「ITツール・サービスの費用計上」に記載のとおり、経費内訳書の修正タイミングである中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)に請求いただくのが妥当であると考えています。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
191	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第16条(支払)	実証費用の支払いについて、第16条の記載ですと、委託業務完了後の実績報告書の提出後の一括での支払いが想定されております。第2項に概算払いの項目はありますが、回数などの基準が不明のため、月次単位の請求による支払いを認めていただけないでしょうか。支払いが年度末等にまると、1年近く未収金額が発生することになります。これは当社の会計基準に合致せず、会計処理ができないため、月次請求での支払いを希望します。	概算払の請求回数・時期及び条件は別途定めるとしていますが、概算払の要否と金額は支出計画書の基になる経費内訳書に基づき確認しますので、仕様書4.2.7「ITツール・サービスの費用計上」に記載のとおり、経費内訳書の修正タイミングである中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)に請求いただくのが妥当であると考えています。	2026年7月21日
192	Ⅱ．契約書 (案)	P.13、 P.30	第16条第2項(支払)、 (様式第8) 概算払請求書	委託先を含め、事業年度が3月末までの事業者が多く、年度末までに実施した業務や導入完了したITツールに係る費用を年度内に請求できることが、提案可否の判断に影響する場合があります。そのため、契約における請求時期について確認させてください。2027年3月末時点までに実施した業務及び導入が完了したITツールについて、月次報告その他必要な資料により実績をご確認いただいた上で、2027年3月末を区切りとして請求することは可能でしょうか。	ご質問の趣旨は、請負契約で用いられる中間金に関するものと推察しました。本事業は委任契約で調達しますが、中間金に類するものが、契約書(案)第16条第2項(支払)に定める「概算払」になります。概算払の請求回数・時期及び条件は別途定めるとしていますが、概算払の要否と金額は支出計画書の基になる経費内訳書に基づき確認しますので、仕様書4.2.7「ITツール・サービスの費用計上」に記載のとおり、経費内訳書の修正タイミングである中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)に請求いただくのが妥当であると考えています。	2026年7月21日
193	Ⅱ．契約書 (案)	P.14	第20条(契約の解除等)	第20条の(1)に「乙が完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。」と記載がありますが、ITツール導入時など、納期の問題などで役務作業が完了していない場合などは、対象外となりますでしょうか。	ご質問ケースは、契約解除ではなく、計画変更に関する事項とされますので、第5条(計画変更)の定めに従ってください。なお、支出計画の変更に関しては、仕様書4.2.7「ITツール・サービスの費用計上」に記載のとおり、経費内訳書の修正タイミングとして中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)を想定しています。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
194	Ⅱ. 契約書 (案)	P.33	(別紙1) (別添) 支出計画書	地方から応募を予定しています。実証事業推進にあたって、貴機構などへの旅費を見込むべき(オンライン開催でない)会議・打ち合わせ等がありますか。ある場合は事業を通じての回数のお見込みをご教示ください。また支出計画への旅費計上の可否をご教示ください。	本事業において、採択者とIPA及びPMO事業者が行うミーティング及び打合せ等の会議体は、オンライン会議を前提としています。	2026年7月21日
195	Ⅱ. 契約書 (案)	P.34	(別紙2) 履行体制図	再委託先の契約金額が100万円未満の場合は履行体制図への記入は不要とされていますが、この「契約金額」とは、実証参加企業1社あたりの受託者と再委託先との契約金額を指すのか、それとも実証事業全体における受託者と再委託先が関わる総額を指すのでしょうか。	受託者から再委託先への契約金額が100万円未満の再委託を(別紙4) 軽微な再委託としています。なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。受託者と実証参加企業との取り決めは同意書で行うこととしています。	2026年7月21日
196	Ⅱ. 契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 3. 完成判定の基本条件	成果物として提出する資料について確認させてください。成果報告書には、参加企業ごとの支援内容や結果を個別に記載することを想定されていますでしょうか。それとも、全体の実施結果を取りまとめた内容でも差し支えないのでしょうか。また、参加する企業ごとの規程類や証跡等を成果報告書へ添付することを想定されていますでしょうか。その場合、どの範囲まで提出する必要があるのか、企業の機微情報を含む資料については匿名化等の対応を想定されているのか、ご教示いただけますと幸いです。	成果報告書において、実証参加企業名は表記する必要はありませんが、企業属性(業種、規模、地域等)は記載する必要があります。また、個別企業の診断及び実証結果は匿名化の上、報告が必要です。受託者が組成したお助け隊サービス(新類型)に関しては、サービス体系、価格要件を含めて、中小企業向けサービスとして行った工夫、及び実証の結果得られた考察等を報告してもらいます。なお、事業開始後、成果報告書の記載要領を、PMO事業者を介して受託者へ提供予定なので、こちらに準拠して成果報告書を作成してください。	2026年7月21日
197	Ⅱ. 契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 3. 完成判定の基本条件	提出資料についての確認となります。提出資料について、検査基準書の内容からは、4-(3)～4(13)、5(1)～(8)までの各項目に記載されているかと思いますが、資料については企業別で資料を作成して、その内訳で各項目を管理するようなまとめ方が良いのか、それとも各項目毎に資料を作成して、その内訳で各企業毎に分けていくようなまとめ方がよいのか、どのように想定しておりますでしょうか。	報告資料及び提出資料について、様式を指定するものについては、本事業開始後、PMO事業者を介して採択者へ連絡する予定です。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
198	Ⅱ．契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 3. 完成判定の基本条件	実施計画書や月次進捗報告書、課題管理表などの様式の指定がない報告資料については、受託事業者独自の様式を用いて報告する想定でしょうか。その場合、詳細な形式は受託企業毎に違うとは思いますが、資料名や、項目名称は、検査基準書で示されたものを用いるべきでしょうか。こちらが満たされていない場合、修正等を求められる可能性がありますでしょうか。	報告資料及び提出資料について、様式を指定するものについては、本事業開始後、PMO事業者を介して採択者へ連絡する予定です。	2026年7月21日
199	Ⅱ．契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び提出物と受入基準 (4)	管理ツール上の確認履歴、コメント履歴、ステータス、出力レポートを、月次報告、成果報告、検査対応上の管理記録として扱うことは可能でしょうか。	本項で示す月次進捗報告書及び課題管理表については、仕様書3.2事業スケジュール、及び4.2.6実証内容の報告 に記載がありますので、こちらの記載にしたがって提出してください。	2026年7月21日
200	Ⅱ．契約書 (案)	P.37	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び提出物と受入基準 (9)	企業別支援実施記録の証憑として、規程書、台帳、教育記録、ITツールの管理画面スクリーンショット、設定記録、伴走支援記録、専門家確認記録等を利用することは可能でしょうか。	企業別支援実施記録は、本項記載の受入基準に示した内容を含むものを提出してください。	2026年7月21日
201	Ⅱ．契約書 (案)	P.38	(別紙5) 検査基準書 (10)	★3取得申請に必要な申請様式・承認基準等について、IPAから提供される情報はありますでしょうか。	SCS評価制度の★3取得申請の申請様式等は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに公開される予定なので、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
202	Ⅲ. 仕様書	P.41	3.1 事業の実施事項	事業参加企業と事業者のサービス契約(支払い方法)について、支払いは一旦事業参加企業から事業者へ実施し、IPAで確定したあとに参加企業に戻す形なのか？事業参加企業からは支払いをせず、事業者側で一時負担(売掛)し、期間完了後にIPAから経費分が支払われる形になるのか？3者間で支払い方法の締結がないと、不正取引になる可能性が懸念される	仕様書 4.2.7 ITツール・サービスの費用計上に記載のとおり、本事業の事業費は、受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)の診断・助言サービス、ITツール、及びITツール以外の支援サービスの中小企業等への提供価格で構成され、これをIPAが実証のために負担します。受託者へ支払いは、Ⅱ. 契約書(案)第16条(支払)に定めるとおりです。なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。	2026年7月21日
203	Ⅲ. 仕様書	P.41	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	ITツールを導入する場合、一度参加企業から事業者へITツールの代金を支払いをいただき、あとで同額を返金する形でよいのか？(期間内実質無料の形)	本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。従いまして、ITツールの導入においてご質問の方法を取ることは許容できません。	2026年7月21日
204	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1 お助け隊サービス(新類型)の組成	「4.1.2 ITツールの導入」および「4.1.3 ITツール以外の支援サービス」にITツール・支援サービスが例として載っておりますが、「4.1 お助け隊サービス(新類型)の組成」に「お助け隊サービス(新類型)の組成は、★3取得支援に関わる全ての要求事項への対応を必須要件とし、」とあるので、推奨例として記載されているITツールの①～⑦と、支援サービスのコンサルティングの全項目および教育は、全て必須という認識で宜しいでしょうか。	【★3取得に推奨されるITツール例】と【★3取得に必要なITツール以外の支援サービス例】は例示となります。組成するお助け隊サービス(新類型)のITツール・サービスは、コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等の特性を考慮の上、受託者が選定・設定してご提案ください。なお、選定・設定したITツール・サービスは、SCS評価制度のどの要求事項に対応するものを明らかにし、提案書に記載してください。	2026年7月21日
205	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1 お助け隊サービスの組成	評価ガイドが今後公表予定であることは承知しておりますが、要求事項を「充足している」と判断する基準は、どの程度の対応を想定されていますでしょうか。特定の製品・ツールの導入が前提となるのか、それとも同等の運用による要求事項を満たしていれば充足と判断されるのでしょうか。ITツール導入でしたら、無料・有料を問わず、要求事項を満たす機能・性能を備えていれば全て充足と判断されるのでしょうか、それとも一定以上の機能や性能が求められるのでしょうか。現時	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準への対応については、現在の公開情報をもとに、お助け隊サービス(新類型)の組成を提案してください。 SCS評価制度の評価用ガイド等の公表に関しては、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年秋頃(10月予定)を目途に、IPAのSCS評価制度サイトに掲載しますのでご注視ください。 https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
				点で回答可能な範囲で考え方をご教示ください。		
206	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1 お助け隊サービスの組成	伴走支援の範囲について確認させてください。ガバナンスに関する規定や台帳等は、受託者が作成することを想定されていますでしょうか。それとも、参加企業が作成した文書に対し、要求事項を満たすようレビューや助言・修正提案を行う支援でも、伴走支援として認められるのでしょうか。また、このような支援を行う場合、受託者によるレビューの記録や修正履歴を残し、成果物や報告資料として、ご提出することで充分でしょうか。	組成するお助け隊サービス(新類型)における伴走支援については、コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等の特性を考慮の上、ご提案ください。また、支援結果の報告については、仕様書4.2.6 実証内容の報告に記載のとおり報告してください。	2026年7月21日
207	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1.1 診断・助言サービス	「診断・助言を行う者は登録セキスペ等の有資格者が望ましい」とありますが、全工程に有資格者が常時帯同するのは困難な場合があります。初回打合せや現地ヒアリングは有資格者ではない他のセキュリティ対策経験者が対応し、有資格者が改善計画書や助言内容の最終確認・責任を担う体制とすることは可能でしょうか。	診断・助言サービスについては、コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等の特性を考慮の上、実施内容・体制等を含めてご提案ください。	2026年7月21日
208	Ⅲ. 仕様書	P.42	4.1.1 診断・助言サービス	「診断・助言を行う者は、情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)等のセキュリティ関連資格を有する者であることが望ましい」とあります。「等のセキュリティ関連資格」の範囲について確認します。国際的なセキュリティ資格であるCISSP(Certified Information Systems Security Professional)は、当該「等のセキュリティ関連資格」として評価対象に含まれるか。	診断・助言サービスを行う者は、情報処理安全確保支援士が望ましいですが、その他のセキュリティ関連資格を有する方でも良いという意味で記載しています。診断・助言サービスの実施方法及び実施要員については、提案書に記載して説明してください。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
209	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	ITツールの選定について、ある要求事項に対し、複数の具体的なITツールがある場合、複数記載可能か？ユーザーの環境により、適合するサービスを変える可能性がある。	組成するお助け隊サービス(新類型)において、同一の要求事項で複数のITツールを選定する場合は、その理由を提案書に記載し、経費内訳書にそれぞれITツールの数量を記載してください。	2026年7月21日
210	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	ITツールの選定について、ある要求事項に対し、ITツールを記載する場合、具体的なプランや製品名をどこまで記載すればよいのか？	組成するお助け隊サービス(新類型)において、選定するITツールは当該ツールを認識できる名称と仕様を記してください。	2026年7月21日
211	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	実施や検証が進む中で、提供するITサービスの追加を実施したい場合が想定されるが、方法はあるのか？	実証で使用するお助け隊サービス(新類型)のITツール・サービスが追加になる場合は、仕様書 4.2.7 ITツール・サービスの費用計上④に記載のとおり対応してください。	2026年7月21日
212	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	対象企業が既にUTM等のセキュリティ製品を導入済みの場合、既存製品を継続利用したままサービス提供することは可能でしょうか。またその分の予算は返却となりますでしょうか。	実証参加企業の同意があれば、既設のセキュリティ機器を継続利用したまま、採択者のお助け隊サービス(新類型)のITツールを提供することは可能ですが、その際はITツールを二重設置する合理的理由を明らかにして、PMO事業者を介してIPAへ報告してください。なお、リソースが不足する中小企業等への対応としては、実証参加企業の既設機器の設定変更等でSCS評価制度の要求事項を達成できることが望ましいと考えられます。	2026年7月21日
213	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	実証参加企業に導入するITツール・機器について、受託者の再委託先となる事業者(履行体制図に記載)が、当該ITツール・機器の販売元を兼ねて受託者へ供給するケースを想定しています。この場合、当該物品の購入費は「再委託費・外注費」ではなく「事業費」としての計上となりますでしょうか。 同一の事業者が役務の再委託先と物品の販売元を兼ねる場合に、役務対価と物品代金を「再委託費・外注費」「事業費」に区分して計上することの可否をご教示ください。	本事業において、役務の再委託先とITツール・機器の仕入先が重複することは差し支えありません。経費内訳書の記載については、再委託先としての支払いは、「再委託費・外注費」、物品の購入代金は「事業費」に記載してください。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
214	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	【★3取得に推奨されるITツール例】に「⑤ポリシー管理、設定管理ツール」と、それに関連する★3要求事項として「情報機器、OS及びソフトウェアの安全な構成[No.4-4-1]」とあります。ここからが質問で、[No.4-4-1]の詳細内容として、貴機構が公開している別資料「評価基準(Excel)」に、「パソコン、サーバ及びスマートデバイスで利用を許可していないソフトウェアをすべて削除若しくは無効化するか、又は利用を許可するソフトウェア以外を自由にインストールできないようにすること。[No.4-4-1-1]」と記載がありますが、お客様によってはこれを遵守しなければならないのであれば、場合によっては「業務を中断しなければならない、業務に支障が出る」というご意見が出る可能性もあると思います。この項目に限らず、内容によってお客様の業務負担になるものが出てきた場合、業務遅延レベルはお客様それぞれによるとは言えど、第三者が見ても重大な業務遅延となる場合でも、遵守しなければならないのでしょうか。	【★3取得に推奨されるITツール例】はあくまで例示となります。 SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準については、現在の公開情報をもとに、お助け隊サービス(新類型)の組成を提案してください。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評価ガイド等が公開予定なので、必要に応じてお助け隊サービス(新類型)の内容を見直すことも考慮してください。	2026年7月21日
215	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	診断結果に基づき、ワンパッケージ(ITツール・ITツール以外の支援)を提案しますが、実証期間が残り少ない等の理由で、参加企業から「ITツールは継続利用を前提に自社負担で導入したい」との要望があった場合、ITツール以外の支援のみを実証事業で提供し、成果報告書にその旨を記載、効果検証等の対象とすることで問題ないでしょうか。	本事業の実証期間は1年間を予定しており、実証参加企業1社あたり3か月以上の参加要件としています。本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。ただ、実証終了後のサービス継続(有償を含む)は、受託者と実証参加企業との個別の取り決めによりますので、企業の同意があれば許容されます。	2026年7月21日
216	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	「サービス提供の責任は受託者が負う必要がある」とされています。ここでいう「受託者が負う責任」は、実証事業としてのサービス提供(導入支援・運用支援・インシデント対応支援等)の提供責任を受託者が一元的に負う趣旨であり、ITツール自体の不具合(バグ等の瑕疵)に関する修補・改修については、受託者が利用するITツールベンダ	ご認識のとおりです。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
				ーが当該ツールの提供者として修正責任を負う(受託者は窓口として調整・手配を行う)、という整理で差し支えないでしょうか。		
217	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.3 ITツール以外の支援サービス	当社では、認証・アクセス管理に係る要求事項について、実証参加企業が既に利用しているクラウド基盤(Microsoft 365、Google Workspace等)の設定変更を活用した、低コストかつ実証終了後も企業に定着しやすい支援を検討しています。実証参加企業の募集にあたり、参加要件(前提条件)として「特定のIT環境(例:Microsoft 365、Google Workspace等のクラウド基盤)を利用中であること」を設定することは可能か、あるいはこうしたIT環境の前提条件は要件とはせず、環境の有無に応じた支援内容の差異として提案書に記載すべきものでしょうか。	既にクラウド基盤を利用している中小企業等を対象として、お助け隊サービス(新類型)を組成し、当該要件を満たす企業を実証参加企業として募集する提案と理解しました。コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等に向けサービスの検討として、提案書に記載の上ご説明ください。	2026年7月21日
218	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.3 ITツール以外の支援サービス	SCS評価制度の普及に伴い、限られたセキュリティ専門家が多数の企業を伴走支援する必要性が見込まれる中で、専門家が専門性の高い業務に集中できるよう、その他の業務の効率化を図る必要がある。そのため、企業への聞き取り内容の整理、要求事項との対応付け、規程・手順書等の作成時に、専門家がAIエージェントを活用することは許されるか。(最終的な確認と判断は専門家が行うことが前提)	提供コストの低減の意味から人的支援を不要とするサービス等、コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等向けに、工夫したサービス提供の方法を提案書に記載して説明してください。	2026年7月21日
219	Ⅲ. 仕様書	P.43、P.44	4.1.2 ITツールの導入 4.1.3 ITツール以外の支援サービス	提案書のITツール群の見積もりは、見積り類型に基づき、Microsoft Active Directory (MS-AD)等のID管理・認証基盤を有しない企業を前提に積算する予定です。しかし、実際の実証参加候補企業が既にMS-AD等を利用している場合、既存環境を活かし、不足機能のみを申請時のITツール群に含まれない別商材(例:多要素認証が未実施の企業へのMicrosoft Entra ID追加導入)で補完する方が、現行運用を大きく変更せず効率的・経済的にセキュア化できると考えられ	受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)で選定したITツール・サービスは、SCS評価制度のどの要求事項に対応するものかを明らかにして提案書に記載し、経費内訳書に必要数を記載する必要があります。この際、ケース分けて複数のITツール・サービスを使用する際は、それぞれのケースを提案書に記載して説明した上で、想定数を計算して経費内訳書に必要数を記載してください。また、使用条件等により使用数を見積りできな	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
				ます。このような場合に、申請時に指定したITツール群に含まれない別商材を新規導入して★3対応を行うことも、提案書にその方針を記載した上で認められるでしょうか。	いITツール・サービスは、経費内訳書上の数量を提案時は0で記載し、費用計上時に実績数を記載することも可能です。	
220	Ⅲ. 仕様書	P.43、 P.44	4.1.2 ITツールの導入 4.1.3 ITツール以外の支援サービス	実証参加企業の既存IT環境等により、実際の導入ツール構成・費用が提案時の想定と異なる場合、IPA・PMOとの協議の上、申請時のITツール群を基本としつつ個別に対応するものとし、費用については提案時のITツール群予算の総額内で吸収し、単価の増減は実証参加企業数の調整により対応する、という認識でよろしいでしょうか。また、このような場合に備え、既存基盤を利用する企業向けの別構成の見積を、提案時に併せて提出しておくことが望ましいでしょうか。	仕様書4.2.7 ITツール・サービスの費用計上に記載のとおり、お助け隊サービス(新類型)の内容見直しや、実証参加企業の状況による適用ITツール・サービスの調整等で、経費内訳書に記載のITツール・サービスの台数・ライセンス数等が変更になる場合は、受託者は提案書記載のITツール・サービス及び経費内訳書の予定数を、本事業の公募要領に定める採択事業者1件あたりの予算額を上限に修正(計画変更)してIPAへ提出してください。	2026年7月21日
221	Ⅲ. 仕様書	P.44	4.1.4 ★4取得支援の対応	評価機関への登録と、この度の新タイプのサービス提供事業者への登録を、同一法人で行うことは可能なのでしょうか。または、当社(A社)がグループ内別企業(B社)へ実際の業務を委託することは可能でしょうか。その場合は当社(A社)が監督責任を負う予定となります。	本事業の採択事業者が、SCS評価制度の評価機関となることを妨げるものではありませんが、評価機関の登録要件はSCS評価制度の事務局にご確認ください。また、再委託先はグループ内企業であっても差し支えありません。	2026年7月21日
223	Ⅲ. 仕様書	P.44	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供	IPAに提供するアラート情報やインシデントレポートについて、指定されているデータ項目やフォーマットはありますでしょうか。	本事業の実証において、PMO事業者を介してIPAに提供いただく実証参加企業のアラート情報やインシデントレポートの情報項目、粒度、形式は、受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)で企業へ提供する情報と同じものを、実証参加企業への報告と同タイミングで提供いただくことを想定しています。	2026年7月21日
224	Ⅲ. 仕様書	P.44 P.46	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供 4.2.6 実証	アラート発報を当方でなく別の既存ITベンダ等から受けており、IPAへのアラート情報の提供が可能である実証参加企業が、実証参加申込時点では提供を承諾していたにもかかわらず、実証期間途中に提供してくれなくなった場合、また提供はするものの4.2.6③に記載のタイミングで情	ご質問のケースは、仕様書4.3.3実証参加企業の登録に記載の「実証参加企業が途中辞退、協力停止した場合」に該当すると考えられますので、その際は状況を含めて、PMO事業者を介してIPAへ報告してください。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
			内容の報告 ③	報提供出来ない(又はしない)場合、どのように対応すればよいか。		
225	Ⅲ. 仕様書	P.44 P.46	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供 4.2.6 実証内容の報告 ③	実証参加企業のアラート情報を「全て」かつ「実証参加企業への報告と同じタイミング(4.2.6③)」で提供することは相当な工数を伴うことが予想されるが、一定の悪性度の高いアラート情報のみ(例:インシデント相当のみ)を提供する形でも問題ないか。	本事業の実証において、PMO事業者を介してIPAに提供いただく実証参加企業のアラート情報やインシデントレポートの提供形式、頻度は、受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)で企業へ提供する情報と同じものを、実証参加企業への報告と同タイミングで提供いただくことを想定しています。また、提供方法はシステム連携まで考えておりません。 したがって、IPAへの情報提供のために、受託者に多大な工数が生じることは無いと理解しています。	2026年7月21日
226	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.1 実証対象のITツール・サービス	「IPAが不適切と判断したITツールは使用できない」とありますが、不適切判断の基準や観点(例:国外データ保管等)があればご教示ください。	「IPAが不適切と判断するITツール」とは、深刻な脆弱性が報告されている製品等が考えられますが、具体的には個別にIPAから受託者へ連絡します。	2026年7月21日
227	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	仕様書4.2.2において「実証参加企業の見積り類型は、50人規模の製造業、拠点は1か所(本社と工場が同一箇所)であり、★3の要求事項を全て満たしていない状態を想定して積算すること」とあります。積算にあたり、実証参加企業が既にMicrosoft 365等のクラウドサービスを導入している場合、ID管理・認証・ポリシー管理等の一部要求事項は既設環境の設定変更のみで達成可能と想定されます。この場合、当該項目に係るITツール費用を計上せず、設定変更支援の工数のみを積算することは認められるか。	既にクラウドサービスを利用している中小企業等を対象として、お助け隊サービス(新類型)を組成する提案と理解しました。コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等に向けサービスの検討として、提案書に記載の上ご説明ください。この場合、ご認識のとおり、既設環境の設定変更のみで達成可能なSCS評価制度の要求事項は、設定変更支援の工数のみを積算してください。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
228	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.3 実証期間及びスケジュール	実証期間中の定義について、同意書が履行されている期間(企業の同意から支援完了まで)を指しているという理解で相違ないかご教示ください。また、企業が同意書に対して何かしらの事由により破棄、辞退の申告の受け入れを行った場合は同意書の履行期間とならないため、実証期間に含まれないという理解でよいかご教示ください。	本事業の実証期間は1年間を予定しており、実証参加企業1社あたり3か月以上の参加要件としています。実証参加企業が途中辞退した場合においても、辞退時点までに実証に使用したITツール・サービスに関わる工数・費用は、実証期間3か月間の経過に関わらず経費実績として認められます。この場合においては、途中辞退に至った状況をPMO事業者を介してIPAへ報告し、要因等の考察を成果報告書に記載してください。	2026年7月21日
229	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.3 実証期間及びスケジュール	仕様書4.2.3において「実証参加企業1社あたりの実証期間は、最低3か月以上とする」とあります。実証を複数クールに分けて実施する場合(例:2026年10月開始の第1クールと2027年4月開始の第2クール)、各クールの参加企業がそれぞれ3か月以上の実証期間を確保していれば、全体の実証参加企業数の要件を満たすと理解してよいか。	ご認識のとおり、本事業の実証の実施方法は、効率的な方法を提案し、提案書に記載の上、説明してください。	2026年7月21日
230	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点	「★取得後も中小企業等がセキュリティ対策を自助的に継続できるよう工夫する」という記載がありますが、要求事項の項目においてツール導入で実現できるものと、ツールを導入せずとも自社運用で賄えるものも存在すると考えておりますが、「中小企業の自助的な継続」を考慮するとむやみにツール導入を推奨する必要はないものかと考えておりますが、この考え方は今回の制度・事業内容に合致したものでしょうか？	組成するお助け隊サービス(新類型)における伴走支援については、コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等の特性を考慮の上、ご提案ください。	2026年7月21日
231	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点⑤	実証終了後にサービス継続を望まない企業について「原状回復」を行うとありますが、原状回復の対象範囲は本実証で新規導入した機器・ソフトウェアに限られる理解でよいでしょうか。既存サービスの設定変更の復旧要否もご教示ください。	実証終了後の原状回復は、受託者が実証参加企業の了解のもとに行った既存サービスの設定変更も含まれますが、実証参加企業が既存サービスの設定変更の回復を望まない場合はこの限りではありません。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
232	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点⑤	実証中に実証参加企業が自ら作成・整備した規程類、台帳、教育記録等の文書類や、実証参加企業が自助的に実施した設定変更は、原状回復の対象外(企業に帰属し存続する)という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月21日
233	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点⑤	原状回復(現状を復すること)の対象・方法・範囲は、受託者が提案するお助け隊サービス(新類型)の構成に応じて、提案書(実施内容または添付資料の前提条件)において定義する理解でよろしいか確認したく、例えばクラウド型のITツールを中心とした構成を採用した場合、原状回復は当該ツールの利用契約終了・エージェントのアンインストール・データ消去をもって完了する、という定義を提案書に記載することは認められますか。	採択者が組成するお助け隊サービス(新類型)のITツールにおいて、原状回復の方法等に特長または留意点があれば、提案書に記載の上、説明してください。	2026年7月21日
234	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点⑤	実証参加企業の既設基盤に対して受託者が実施した設定変更(多要素認証の有効化、アカウントロック設定等のセキュリティ強化設定)は、仕様書4.2.5⑤の「現状を復する」対象には含まれず、実証終了後も実証参加企業の資産・成果として存続させる理解でよろしいでしょうか。	実証終了後の原状回復は、受託者が実証参加企業の了解のもとに行った既存サービスの設定変更も含まれますが、実証参加企業が既存サービスの設定変更の回復を望まない場合はこの限りではありません。	2026年7月21日
235	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	仕様書4.2.7①に、ITツールの費用負担は「実証期間において使用した金額」とし、実証期間を超える費用の支払いを行わない旨の記載があります。年単位契約が最小単位のライセンスを、支援期間が例えば6か月の実証参加企業に導入した場合、当該ライセンス費用は当該企業の支援期間で按分した金額のみ計上可能になるのであれば、ライセンスの残期間を別の実証参加企業へ転用して使用したときは、転用先企業分として残額を計上する(結果として年契約全額が計上される)ことは可能でしょうか。	お助け隊サービス(新類型)を構成するサービス費用が年間契約であるような場合は、実証期間(1年間)内の費用を事業費に含めることができます。この場合、年間契約である旨を経費内訳書に記載してください。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
236	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	「企画競争」説明資料(事業者向け)の事業に関するFAQ項番8に、経費内訳書の記載について「少額機器等については事業費に含めて差し支えない」との記載があるが、「少額機器等」の少額とは具体的に何円未満か。	本事業において特に「少額機器等」の定義は定めていませんが、本事業の実証に使用するITツール・サービスは予定数(台数、ライセンス数、工数等)の管理を求めているところ、数量管理を必要としないような部材や消耗品等が該当すると考えています。どのようなものが、少額機器等に該当するかは、受託者が作成する経費内訳書に注記してください。	2026年7月21日
237	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	企業から、お助け隊サービス(新類型)の対象外となる支援(例:OTセキュリティ対策、FISC対応支援、NIST CSF対応支援、ISMS取得支援等その他SCS評価制度の★取得支援とは直接関係しないセキュリティコンサルティング等)の要望を受ける可能性もあると想定しています。このようなお助け隊サービス(新類型)の対象外となるサービスについては、実証期間中であっても企業との個別契約により有償提供することは可能でしょうか。また、仮に提供が可能な場合、個別契約による支援内容の一部に、お助け隊サービス(新類型)の支援内容と関連する事項が含まれるケース(例:SCS評価制度対応に加え、制度対象外のセキュリティ支援を合わせて実施する場合)は認められるのでしょうか。個別契約が認められる範囲については、お助け隊サービス(新類型)と完全に切り分けられた内容である必要があるのか、もしくは一部関連・重複する内容が含まれていても、実証対象外の支援が主たる目的であれば実施可能なのか、など整理の考え方をご教示ください。	本事業の実施範囲は仕様書に記載のとおりとなります。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
238	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	本事業の実証におけるITツール・サービスのIPA負担分は、実証期間に使用した金額とされています。利用期間に最低1年の制限がある場合、1年契約でITツールを導入することになりますが、この場合、2027年9月までの実証期間分のみを費用計上し、1年契約時の請求書等を証憑として、月割りで計上し、実証期間外(年間契約の残り期間)の費用については、実証事業参加企業が負担する形で差し支えないでしょうか。	本実証で使用する、お助け隊サービス(新類型)を構成するサービス費用が年間契約であるような場合は、実証期間(1年間)内の費用を事業費に含めることができます。この場合、年間契約である旨を経費内訳書に記載してください。なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。	2026年7月21日
239	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上 ①	UTM等の機器の本体価格は初期費用となるが、全額支払われるのか？それとも、使用年数を想定して(例えば5年使用するとか)、使用年数で割った1年分だけが支払い対象になるのか？	実証で使用するITツール・サービスは、実証期間(1年間)で使用した金額(導入・運用支援を含む)を費用計上できます。この点、実証に供する買取り機器の費用計上は、取得価額を耐用年数で除して実証期間(1年間)を計上する方法や、受託者の何らかの基準で企業への使用料を設定する方法等が考えられます。いずれの方法においても、計算根拠を明らかにした上で、必要数を経費内訳書に記載していただきます。	2026年7月21日
240	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上 ①	仕様書4.2.7①において「ITツールはレンタルや期間ライセンス、リース等を推奨する」とあります。実証参加企業が実証終了後もサービス継続を希望する場合(4.2.5④)、実証期間中はIPA負担の期間ライセンスとして費用計上し、実証終了後の継続分は受託者と参加企業間の個別契約に移行する形は、本仕様の費用計上方針に適合すると理解してよいのか。	ご認識のとおりです。	2026年7月21日
241	Ⅲ. 仕様書 Ⅳ. 公募資料作成要領	P.46、 P.57	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	実証開始前の準備段階(契約締結後)に発生する費用、例えばサービス組成に伴う支援コンテンツや規程ひな形類の整備、実証環境の構築、ITツールの検証・キッティング等に要する人件費・事業費は、経費内訳書の「お助け隊サービス(新類型)の組成」または「実証」の費目として計上可能という理解でよろしいでしょうか。	お助け隊サービス(新類型)の組成に関わる費用は、経費内訳書の小項目「お助け隊サービス(新類型)の組成」に記載してください。なお、実証で使用するお助け隊サービス(新類型)の診断・助言サービス、ITツール(導入・運用支援を含む)、ITツール以外の支援サービスに関する費用は、経費内訳書の小項目「お助	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
					け隊サービス(新類型)の実証」に記載してください。	
242	Ⅲ. 仕様書 Ⅳ. 公募資料 作成要領	P.46、 P.57	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	ITツールの導入初期費用(設置作業費、初期設定費等)について、実証期間前(2026年10月より前)に作業が発生した場合も、実証のために要した費用として計上可能でしょうか。	実証参加企業の募集の結果、実証開始より先行してITツールの導入作業が発生するケースを想定してのご質問と理解しました。このようなケースが生じた場合は、先行してITツールの導入作業を行う理由について、PMO事業者を経由してIPAへ報告し、承認を得てから進めてください。	2026年7月21日
243	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	従業員50人規模で見積もりをし、仮に1社あたり200万円×30社に実施する場合は、6,000万円の予算申請(入札)となるかと存じます。もし結果的に従業員100人規模の会社が30社集まり、1社あたりの費用が300万円になってしまう場合は、落札後に予算を9,000万円(300万円×30社)へと変更しご請求させて頂けるのでしょうか。上限値が1億円未満であれば問題ないでしょうか。	本事業の事業費は、支払金額確定後、公募要領に定める1件あたりの予算額1億円(税込)を上限に、採択事業者へ支払いますので、本項④に記載のとおり、計画変更が可能です。その際は、提案書及び経費内訳書を修正してIPAに提出してください。なお、予算上限額は、採択者が行う本事業の総価となりますのでご注意ください。	2026年7月21日
244	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	「ITツールの調達において実証期間を超える導入が要件となる場合においても、IPAからは実証期間を超える費用の支払いを行わない」との記載があるが、月額払い可能なITツールの提供を行った実証参加企業が、例えば2027年5月末に★を取得できた場合、実証期間の残月分(2027年6月～9月の4か月分)の費用はIPAから支払いがなされないか。	本事業は、SCS評価制度の★取得支援を目的に、中小企業に対する持続可能なセキュリティ対策支援体制を構築することを目的に実証を実施します。実証の実施方法は、実証参加企業1社あたり3か月以上を要件に、実証期間(1年間)内で、受託者に効率的な方法を提案いただくこととしています。必ずしも、実証参加企業の★取得が、実証完了ではないことに留意してください。なお、本実証で使用するお助け隊サービス(新類型)のITツール・サービスは、実証期間(1年間)内の費用を事業費に含めることができます。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
245	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	ネットワーク機器の購入が必要な場合、購入費用は事業費として請求可能なのか？(リースやレンタル対応ができない機器)	実証で使用するITツール・サービスは、実証期間(1年間)で使用した金額を費用計上できます。この点、実証に供する買取り機器の費用計上は、取得価額を耐用年数で除して実証期間(1年間)を計上する方法等が考えられますので、計算根拠を明らかにした上で、経費内訳書に記載してください。なお、数量管理を必要としないような部材や消耗品等は、少額機器等として事業費に計上できますので、経費内訳書に注記してください。	2026年7月21日
246	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.3 実証参加企業の募集	受託者は本業務を遂行すると同時に、自社が実証参加企業(★取得を目指す企業)として参加することは可能でしょうか。	受託者は実証参加企業となることはできません。ただ、受託者の属する企業グループで、本事業における中小企業等の定義に該当する者は実証参加企業となり得ます。	2026年7月21日
247	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.3.1 実証参加企業の募集方法	実証参加前の企業に対して、実証事業への参加可否を判断するための事前ヒアリングを行った結果、SCS評価制度の★取得支援を開始する前段階として、セキュリティコンサルティングや体制整備支援等を実施する必要があるケースが想定されます。この場合、「実証事業への参加前であり、実証事業とは別契約で実施するセキュリティコンサルティングや支援」、「実証参加可否を判断するための前段階の支援」については、受託者又は協業先が企業と個別契約を締結して実施しても問題ないでしょうか。	ご質問の「実証事業への参加可否を判断するための事前ヒアリング」は、実証参加企業の募集方法として、提案書に記載の上、説明してください。事前ヒアリングを実施する際は、説明会開催と同様に、あらかじめ実施概要やスケジュール等を含む実施計画を作成し、IPAと協議の上決定する必要があります。また、「セキュリティコンサルティングや体制整備支援」は、実証参加企業への診断・助言サービスに該当すると思われますので、提案書に記載の上、説明してください。なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。	2026年7月21日
248	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.3.3 実証参加企業の登録	「IPAが不適当と判断した企業等は実証に参加できない」とありますが、不適当判断の主な観点(反社、対象外業種、情報提供同意不可等)を可能な範囲でご教示ください	ご認識のとおり、Ⅶ. その他関係資料(別記)暴力団排除に関する誓約事項に記載の「契約の相手方として不適当な者」に該当する者、また、仕様書3.1に掲載の【本事業における中小企業等の定義】に該当しない者等が対象となります。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
249	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.3.3 実証参加企業の登録	受託者のコンソーシアム構成員(再委託先)としてITツール提供等を担う中小企業が、同時に、★4取得を目指す実証参加企業として本実証に参加することは可能でしょうか。可能な場合、留意すべき条件(例:自社が提供に関与するお助け隊サービス(新類型)を自社に適用することの制限、他の受託者のサービスを受けるべきこと等)があればご教示ください。	受託者及び再委託先は、本事業の実証参加企業として登録することはできません。	2026年7月21日
250	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.3.3 実証参加企業の登録	対象項目に「実証参加が確定した中小企業などの情報を書面により月次でPMO事業者を介してIPAに報告すること。IPAが不適当と判断した企業は実証に参加することはできない」と記載がありますが、IPA様に報告後に、確定した企業が不適当と判断されることがあるのであれば、参加確定とならないため、速やかに契約・実証を開始することができない。月次ではなく、都度実証参加をIPA様に打診し可否を確認することはできないか？	実証参加が確定した中小企業等の情報提供は、PMO事業者で集計を行うので、各受託者には月次で報告をお願いしています。 ただ、受託者の募集段階で、Ⅶ. その他関係資料(別記)暴力団排除に関する誓約事項に記載の「契約の相手方として不適当な者」に該当する者、また、仕様書3.1に掲載の【本事業における中小企業等の定義】に該当しない者等、疑義がある参加希望者があれば、懸念事由と共に速やかにPMO事業者を介してIPAへ照会して差し支えありません。	2026年7月21日
251	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請	専門家確認の証跡として、確認日時、確認者、対象資料、確認結果、指摘事項、再確認結果等を記録したチェックリストまたは管理台帳を残すことで足りそうですでしょうか。	SCS評価制度のセキュリティ専門家による★3評価の手順・様式等は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに公開される予定なので、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月21日
252	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請	専門家確認は、初期診断時、改善計画作成時、証憑整備完了時、申請直前等のどのタイミングで、企業ごと・要求事項ごと・未達項目ごと等のどの単位で実施することが望ましいでしょうか。	仕様書の記載のとおりとなりますが、中小企業等の★取得申請の工夫があれば、ご提案ください。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
253	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4SCS評価制度の★取得申請	★3取得申請書の様式、提出方法、申請受付開始時期が現時点で確定しているものがあればご教示ください。	★3取得申請書の様式、提出方法、申請受付開始時期等は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに公開される予定なので、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月21日
254	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請②	「セキュリティ専門家」の登録要件(指定研修受講)において、CISSP(Certified Information Systems Security Professional)保有者が当該研修を受講した場合、セキュリティ専門家として申請書への署名が認められると理解してよいのか。	CISSPはSCS評価制度のセキュリティ専門家の資格要件とされています。セキュリティ専門家の指定研修は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに、指定研修機関で実施される予定なので、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月21日
255	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請⑥	「★4取得に関わる評価機関の審査費用、及び申請・登録費用のIPA費用負担は行わない。」との記載についての質問です。参加企業が★4取得を希望し、その取得に向けた対応を本事業の範囲内で実施する場合、当該対応に必要となる「診断・助言サービス」「ITツールの導入」「ITツール以外の支援サービス」等に係る費用については、本事業の提案内容に含めることが可能であり、実績に応じて本事業費の範囲内でIPAにご負担いただける、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
256	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制	実施責任者の適格性について確認させてください。公的機関での実績を有する責任者が、他業務(公務等)により直接稼働が週の一部に限定される場合でも、補助者等の配置により組織として「円滑な業務遂行」が確保されていれば、要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	実施責任者の役割は、提案書の業務実施体制に記載の上説明し、経費内訳書に工数を記載してください。	2026年7月21日
257	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	実施責任者に公的機関実証事業の実施経験を求めています。当該要件は事業者の組織能力ではなく、特定個人の過去の参画経験を応募条件としている点に特徴があると認識しています。公的機関実証事業の経験を有する人材は限定的であると考えられますが、本要件が競争性や新規事業者の参画機会に与える影響についてどのように検討されたのでしょうか。また、セキュリティ分野における十分な実績や大規模プロジェクトマネジメント経験等では代替できないと判断された理由をご教示ください。事業者の能力要件ではなく、特定個人の過去経験を応募要件として求める合理性をご教示ください。	本事業の円滑な業務遂行の観点から、実施責任者の管理能力を評価するため、公的機関の実証事業の実施経験を有することとしています。したがって、本事業参加の競争性や、新規事業者の参画機会とは観点が異なります。また、大規模プロジェクトマネジメント経験は、本事業のような実証事業における経験とは異なるものと理解しております。セキュリティに関する実績は、業務従事者の経験・能力として実施要員にセキュリティに関する知識や経験を求めているところです。なお、組織としての経験・能力は別項目で求めています。	2026年7月21日
258	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	「実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有すること」とされていますが、この場合の「公的機関」は、どのような機関・団体を想定されていますでしょうか。	本項でいう公的機関は、国や自治体を含め、公的性格をもつ組織の総称として捉えていただいて結構です。	2026年7月21日
259	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	事業の実施体制において「実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有すること」と要件が定められていますが、ここでいう「公的機関」および「実証事業」が具体的に何を指すか(定義や対象範囲)についてご教示ください。「公的機関」には、中央省庁や地方自治体のほか、独立行政法人などの外郭団体も含まれるという認識でよろしいでしょうか。「実証事業」について、本事業のような「情報セキュリティ分野やIT分野」の実証に限定されるのでしょうか。それとも、分野を問わず国等の委託事業や補助金等を活用した	本項でいう公的機関は、国や自治体を含め、公的性格をもつ組織の総称として捉えていただいて結構です。また、実証事業についての判断基準はありませんが、一般的に「新たな技術や取り組みなどを実際に試行し、その有効性や経済性などを確認すること」であると理解しております。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
				実証事業全般を含めてよいという認識でよろしいでしょうか。		
260	Ⅲ．仕様書	P.49	7.情報管理体制(2)	業務従事者の経歴について、専門的知識・知見の裏付けの為に「氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴」の記載が求められており、必ずしも業務従事者の学歴を全員分一律記載する必要はないと理解しておりますが、よろしいでしょうか？	本項の記載のとおり、業務従事者の経歴を提案書に記載してください。	2026年7月21日
261	Ⅳ．公募資料作成要領	P.57	3.1 経費内訳書の構成及び記載事項	当社では、SaaS、UTM本体、ソフトウェアライセンス等の役務を伴わないIT機器・ツール・サービスは、「事業費」として計上する予定です。一方、外部から調達するサービスは、機器やライセンスを含め、役務の有無にかかわらず、外部から調達するものを一律に「再委託・外注費」とする趣旨ののでしょうか。	本項目に記載のとおり、「事業費」は実証におけるITツールや支援サービス、事務経費等を記載いただき、外部からの製品、サービスの購入等が該当します。一方、「再委託・外注費」は再委託に関する費用を記載いただき、外部要員による人件費等も含まれます。	2026年7月21日
262	Ⅴ．評価項目一覧	P.64	3 業務従事者の経験・能力	東京都農林水産振興財団が公的機関に該当しますでしょうか	本項でいう公的機関は、国や自治体を含め、公的性格をもつ組織の総称として捉えていただいて結構です。	2026年7月21日
263	Ⅴ．評価項目一覧	P.64	3 業務従事者の経験・能力	「実施責任者の公的機関の実証事業の実施経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などが説明されているか。」という記載が必須項目となっておりますが、初めての实証事業参加の場合、今回の企画競争への参加資格がないということになりますでしょうか。(公的機関の定義・実証事業の定義を教えてください)	本事業の円滑な業務遂行の観点から、実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有することとしていますので、実施責任者の経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に記載して説明してください。本項でいう公的機関は、国や自治体を含め、公的性格をもつ組織の総称として捉えていただいて結構です。また、実証事業についての判断基準はありませんが、一般的に「新たな技術や取り組みなどを実際に試行し、その有効性や経済性などを確認すること」であると理解しております。	2026年7月21日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
264	VI. 評価手順書	P.69	2.2 加点点評価	評価手順書2.2の加点点評価「次世代法に基づく認定(くるみん/トライくるみん/プラチナくるみん)」について、「くるみん(令和7年4月1日以後の基準)12点」「くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準)10点」と記載があります。当社はくるみん認定を令和8年6月10日付で取得済みですが、認定通知書は令和8年7月29日の交付式で受領予定のため、提案書提出時点では当該認定がどちらの基準(令和7年4月1日以後/それ以前)に該当するかを示す公式資料を提出できません。この場合、提案書提出時は取得済みであることが確認できる資料を提出し加点点評価の対象としたうえで、認定基準が確認できる認定通知書等は受領後に追加提出する対応は可能でしょうか。可能な場合、提案書提出時の代替資料として、労働局から受領した「認定通知書交付式の案内文書(認定取得日付記載・押印あり)」の提出で差し支えないか、および認定通知書等の追加提出期限をご教示ください。	くるみん認定の認定通知書が交付前であっても、労働局発行の「認定通知書交付式の案内文書(認定取得日付記載・押印あり)」の提出で差し支えありません。提案書にその旨説明の上、当該資料の写しを添付してください。	2026年7月21日